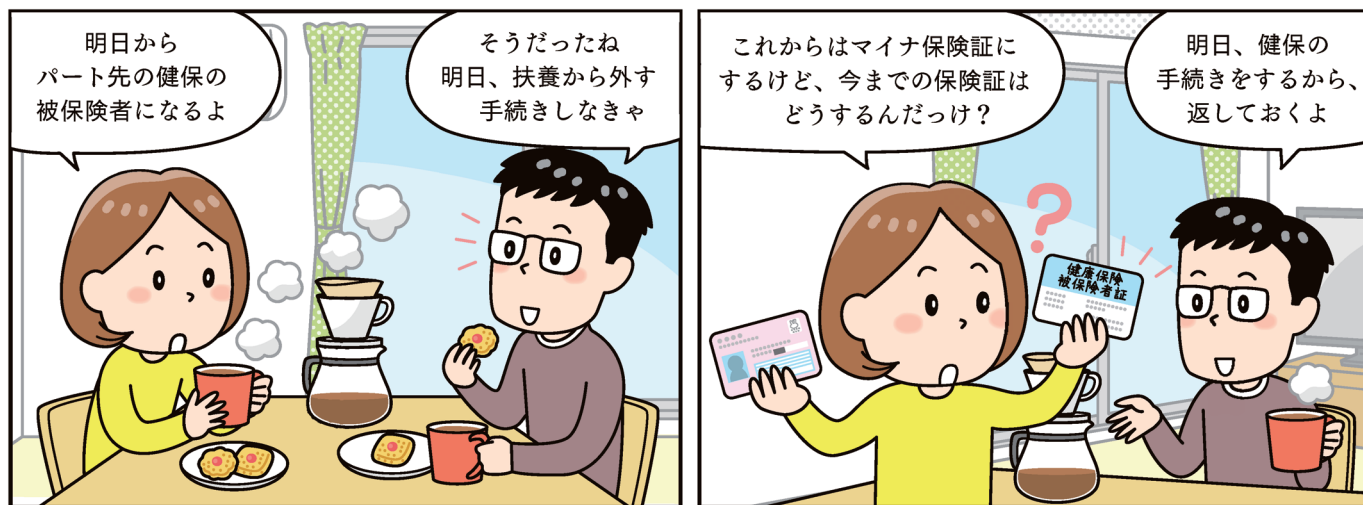


被扶養者に異動があったときは

5日以内に 健保に届出をお忘れなく！



被扶養者である家族が就職したり、収入が増えた場合など、被扶養者としての資格にあてはまらなくなったら、扶養から外す手続きが必要です。「被扶養者(異動)届」に必要書類を添えて、5日以内に健保組合に届け出てください。

※「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの被扶養者は、あわせて返却してください。

⚠ こんなときは被扶養者の資格がなくなります

■ 就職したとき・他の健保組合に加入したとき

- 被扶養者が就職して就職先の健康保険の被保険者になった。
- 被扶養者がパート先やアルバイト先で被保険者になった。

パートやアルバイトをしていて下記①～⑤の要件をすべて満たす場合は、パート先やアルバイト先の健康保険の被保険者になります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 賃金月額が88,000円(年収106万円)^{*}以上
※残業代、通勤手当などを含めない所定内賃金
- ③ 2カ月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生ではない
- ⑤ 職場が以下のいずれかに該当
 - ① 従業員が51人以上
 - ② 従業員が50人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている

■ 失業給付金を受給したとき

- 被扶養者が基本手当日額3,612円(60歳以上は5,000円)以上の雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

■ 75歳になったとき

- 被扶養者が75歳^{*}になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。
※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

■ 収入が増えたとき

- 被扶養者の年間収入が130万円^{*}以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった(同一世帯の場合)。
※60歳以上または障害がある場合は180万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)となります。

▶ 「130万円の壁」への対応

「年収の壁・支援強化パッケージ」が策定され、時限措置として、被扶養者の年間収入が130万円を超えても、勤め先の事業主の証明により一時的な収入の変動と認められる場合は、引き続き被扶養者として認定される措置がとられています。

■ 仕送り額が変わったとき

- 別居している被扶養者への仕送りをやめた、または仕送り額が被扶養者の収入よりも少なくなった。

■ 別居したとき

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族^{*}が、被保険者と別居した。
※被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(3親等内)は同居でなければ被扶養者として認定されません。

■ 外国に移住したとき

- 被扶養者が日本国内に住所(住民票)を有さなくなった^{*}。
※一時的な海外渡航(留学、海外赴任、観光、保養、ボランティア等)は除きます。